

大山崎町新型コロナウイルス対策中小企業等支援補助金 公募要領

令和2年12月28日改正

令和3年 3月 1日改正

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている大山崎町内の事業者又は団体が、国又は京都府の補助事業を活用して取り組む事業に対し、大山崎町が支援を行うものです。

2 申請期間

令和2年6月24日～~~令和2年12月28日~~

令和3年 3月15日

「令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈一般型〉」又は「令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉」の交付決定を受けた事業を申請する場合は、申請期限を令和3年10月29日（金）まで延長します。

3 補助対象者

次に掲げるいずれかの国又は京都府の補助金を活用するために、それぞれの補助金の補助対象事業を補助金実施主体へ申請し、交付決定を受けられた方が、大山崎町新型コロナウイルス対策中小企業等支援補助金（以下「町補助金」という。）の対象者となります。

補助金の名称	
国の補助金	①令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈一般型〉
	②令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉
京都府の補助金	③中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金
	④企業グループ支援「助け合いの輪」推進事業補助金
	⑤「食の京都」推進事業補助金
	⑥宿泊施設による感染防止支援等事業補助金
	⑦京都府文化活動継続支援補助金
⑧京もの「中食」需要拡大支援事業補助金	

※京都府新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金の「中小企業者等緊急応援補助金」（令和2年6月16日から京都府への申し込み開始）については、京都府において、同一事業に対して国や市町村、その他府の補助金と重複して申し込みをすることができないとされているため、町補助金の対象外としています。

4 補助対象事業

町補助金の補助対象事業は、次に掲げる事業が補助対象事業となります。

ア 上記の①～⑥又は⑧の補助金の交付決定を受けた補助事業のうち、大山崎町内の事業

所で実施する事業。

イ ⑦の補助金の交付決定を受けた補助事業については、大山崎町内に住所又は活動拠点がある個人又は団体が実施する事業。

ウ ①の持続化補助金〈一般型〉と②持続化補助金〈コロナ特別対応型〉については、アに掲げる事業のうち、~~令和3年3月31日まで~~令和3年12月28日までに完了する事業。ただし、「事業再開枠」については、町補助金の補助対象外となります。(③～⑧の補助金の交付決定を受けた事業については、③～⑧それぞれの補助金募集要項等で示されている事業実施期間が、町補助金の補助対象事業の実施期間となります。)

複数の異なる事業について①～⑧の補助金を申請し、それぞれの補助金で交付決定を受けた場合は、それぞれの事業を町補助金の補助対象事業として申請することができます。(同一事業での複数申請は不可。)

5 補助の内容

町補助金の補助対象経費は、補助対象事業のうち、①～⑧の補助金の補助対象経費として、それぞれの補助金の実施主体から認められた経費が町補助金の補助対象経費となります。

町補助金の額は、次に掲げる額となります。

[補助率]

補助対象経費から、①～⑧の補助金額を控除した額（①及び②については、収益納付額も控除）の1/2以内です。

※町補助金の補助対象事業を、①～⑧以外の補助金の補助事業として補助金の収入がある場合は、①～⑧以外の補助金額も控除した額の1/2以内となります。

[補助限度額]

①～⑧の補助金の交付決定を受けた補助事業ごとに次の掲げる額となります。

	交付決定を受けた補助事業の補助金	町補助限度額
国の補助金	①令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉	12万5千円 ただし、創業事業者の特例として交付決定を受けている場合は 25万円
	②令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 〈コロナ特別対応型〉	Aタイプの交付決定を受けた場合は 25万円 B又はCタイプの交付決定を受けた場合は 16万5千円
京都府の補助金	③中小企業等新型コロナウイルス対策 緊急支援補助金	中小企業（小規模企業除く）は 15万円 小規模企業は 5万円
	④企業グループ支援「助け合いの輪」 推進事業補助金	5万円 ※1事業者ごとの限度額となります。
	⑤「食の京都」推進事業補助金	5万円
	⑥宿泊施設による 感染防止支援等事業補助金	5万円 ただし、在宅勤務等支援事業と感染防止支援事業を補助事業として交付決定を受けた場合は 10万円

	⑦京都府文化活動継続支援補助金	5万円
	⑧京もの「中食」需要拡大支援事業補助金	12万5千円

6 申請方法

申請期間内に、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 町補助金交付申請書（様式第1号）

イ 補助対象事業となる①～⑧いずれかの補助金の交付申請書の写し及び添付書類の写し

ウ 補助対象事業となる①～⑧いずれかの補助金の交付決定通知書の写し

※上記以外に書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法

提出書類を、郵送又は持参で下記まで提出してください。

[提出先]

〒618-8501

大山崎町字円明寺小字夏目3番地

大山崎町役場 経済環境課 農林商工係

(3) 申請期間

令和2年6月24日～~~令和2年12月28日~~ ※郵送の場合は当日消印有効

令和3年 3月15日

「令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈一般型〉」又は「令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉」の交付決定を受けた事業を申請する場合は、申請期限を令和3年10月29日（金）まで延長します。

7 交付決定通知

提出された申請書類の審査の結果、交付又は不交付の決定について、速やかに申請者に通知します。

8 実績報告

補助対象事業となる①～⑧のいずれかの補助金の額の確定通知の受領後、速やかに実績報告書等を提出してください。

(1) 提出書類

ア 町補助金実績報告書（様式第4号）

イ 補助対象事業となる①～⑧いずれかの補助金の事業実績報告書の写し及び添付書類の写し

ウ 補助対象事業となる①～⑧いずれかの補助金の補助金額の確定通知書の写し

エ 補助対象事業を①～⑧以外の補助金の補助事業として補助金の交付を受けている場合は、当該補助金額の確定通知書の写し

※上記以外に書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法

提出書類を、郵送又は持参で、申請書提出先まで提出してください。

9 補助金額の確定

提出された実績報告書の書類審査の結果、適当と認めるときは、速やかに補助金額の確定を通知します。

10 補助金の請求

補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金請求書(様式第6号)を郵送又は持参で申請書提出先まで提出してください。請求書受領後、速やかに補助金を交付します。

11 補助金の返還等

町補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定及び補助金額の確定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただきます。

- (1) 不正な手段をもって町補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象事業となる①～⑧の補助金の交付決定の取り消しがなされたとき。
- (3) 町補助金の交付条件に違反したとき。
- (4) 要綱又は公募要領の規定に違反したとき。

【問合せ先】

大山崎町環境事業部経済環境課
農林商工係

TEL：075-956-2101（代）